

1-1 検討の方向性		活 動 体 制	
課 題	検 討 の 方 向 性		
1 災害状況等に応じた招集及び任務班の編成時期	<p>1 警戒レベルに応じた段階的な招集人員、任務班の編成時期や優先順位について</p> <p>(1) 「災害の発生状況及び避難勧告等に関するガイドライン」に示す警戒レベル、その他気象情報等に応じて消防団長の判断により段階的に招集する。</p> <p>(2) 水防第二非常配備態勢の発令時、警戒レベル2以下で情報収集班・監視警戒班警戒レベル3相当により避難誘導班・支援班・消火班・水防工法班を編成する。</p> <p>(3) 任務班以外の居住地団員は、自宅で出動できる体制を確保する。</p> <p>2 最低限必要な消防力を確保する観点から、現員数も考慮し平時の火災に対応する消火班等の確保を考慮した任務班の編成について</p> <p>(1) 情報収集班・監視警戒班・避難誘導班・支援班は2名から4名で編成する。</p> <p>(2) 消火班・水防工法班は4名以上の編成とする。</p>		
2 水災活動時の教育訓練及び安全管理	<p>1 実践的な訓練方法について</p> <p>(1) 消防署隊と区が連携した地域特性に応じた訓練の推進</p> <p>(2) 水災活動や水災活動用資機材(フローティングストレーナー・フロートロープ等)を活用した実践的な訓練の推進</p> <p>(3) 救命ボートを活用した訓練の推進(水難救助隊による訓練指導)</p> <p>(4) 河川管理者と連携した訓練の実施</p> <p>・実際に船着場や河川を活用した訓練</p> <p>(5) e-ラーニングの活用</p> <p>2 水災活動時の安全管理について</p> <p>(1) 水災活動現場における消防活動の留意事項に関する教養(事故事例等により危険予知能力の向上を図る。)</p> <p>(2) 指揮者に対する安全管理教養</p> <p>(3) 救命胴衣等水災活動時に使用する保安用具に関する教養</p> <p>(4) e-ラーニングの活用</p>		
3 河川越水等による浸水時の機能移転計画	<p>1 消防署隊と連携した団本部の機能移転計画について</p> <p>(1) 団本部は署隊本部と同一場所にあることから、署隊本部の移転計画に準ずる。</p> <p>(2) 分団本部については、ハザードマップから浸水想定を考慮し、移転計画が必要か否かを判断する。</p> <p>2 浸水想定区域内で一時的に最低限移動が必要と考える車両・資機材や移転先又は時期について</p> <p>(1) 警戒レベル3相当でも緊急的に浸水が進む場合には車両、消火資機材及び水災資機材などを高台の場所に移転</p> <p>(2) 警戒レベル4相当で車両、消火資機材及び水災資機材などを高台の場所に移転</p> <p>3 消防団員の退避時期について</p> <p>(1) 車両及び資機材等が移転すると同時</p> <p>(2) 緊急性のある情報に基づく移転(河川に氾濫危険情報が発令された時期等)</p>		
4 広範囲の浸水などの長時間活動に備えた応援体制の構築	<p>1 消防長又は消防署長の命令があるときは、その区域外においても行動することができる(消防組織法第18条第33項)を前提とした、相互応援体制のあり方について(隣接応援・行政区内応援・方面内応援)</p> <p>(1) 消防隊の応援と同様に、自己消防団管轄区域内の災害状況及び参集状況により対応する。</p> <p>(2) 過去の水災事象を鑑み、相互応援を要する区域を把握する。</p>		

1-1 検討の方向性		活 動 体 制	
課 題	検 討 の 方 向 性		
4 広範囲の浸水などの長時間活動に備えた応援体制の構築	<p>2 人員、資機材隣接地域の災害対応補完隊など相互応援の活動内容について</p> <p>応援を受ける消防署長の所轄において消防団長の指揮の下で行動し、現場指揮者より任務付与を受け活動する。</p> <p>3 相互応援体制や災害対応補完ができる条件について</p> <p>(1) 自己管轄区域内で水災等の災害発生の危険が少ない場合</p> <p>(2) 隣接管轄区域との境界地域で同一災害事象の場合</p> <p>(3) 隣接区域に差し迫った水災危険があり、緊急的に応援が必要な場合</p> <p>(4) 派遣できる消防団員が複数名確保できる場合</p>		
5 情報収集体制の強化	<p>1 インターネットによる情報収集環境の整備</p> <p>(1) PC、タブレット、スマートフォン等の情報収集端末の配置</p> <p>(2) ウェアラブルカメラの配置</p> <p>(3) Wi-Fiによるインターネット環境の整備</p> <p>2 オンラインでの情報連絡・報告環境の拡充等について</p> <p>(1) オンライン会議での情報連絡を図る。</p> <p>(2) SNSを活用した消防団員間の早期情報共有を図る。</p> <p>3 平常時活動での活用方法について</p> <p>(1) 警戒時の情報収集及び訓練指導時に活用を図る。</p> <p>(2) 各種消防団活動状況の情報収集として活用する。</p>		
6 住民等からの避難所支援の要請対応	<p>1 消防団は災害対応が本来業務であり最優先事項であることの再確認について</p> <p>消防団の災害活動は、署隊本部または指揮本部のもと指揮系統の一元化を図り、消防団の保有する装備資機材を十分に活用し、消防署隊との連携による人命救助活動及び被害の軽減を図ることを基本とする。</p> <p>2 避難所に対する消防団の協力内容や方法について</p> <p>(1) 班を編成し、避難所において避難者の情報収集及び応急救護活動等の支援を必要に応じて実施する。</p> <p>(2) 班編成は救命講習修了者を含む編成を基本とし、応急救護体制を確保する。</p> <p>3 災害が発生し又は発生する恐れがある場合における、消防団の避難誘導のあり方及び消防団活動としての要配慮者の避難支援について</p> <p>(1) 避難誘導方法</p> <p>ア 区と連携を図りながら広報活動を実施するとともに避難所・順路の確認を実施し、高齢者等の要配慮者を優先に安全で速やかな避難誘導を実施する。</p> <p>イ 避難誘導班を編成し、避難情報について可搬ポンプ積載車等を活用により地域住民に周知を図る。</p> <p>(2) 避難場所への搬送方法</p> <p>ア 安全で確実な移動手段であるかを慎重に判断し搬送する。(搬送に必要な資機材を使用できるように事前に準備しておく。)</p> <p>イ 地域又は町会単位にあらかじめ指定した避難場所に搬送する。</p> <p>(3) 要配慮者の避難支援の時期</p> <p>ア 警戒レベル3相当情報の発表があったとき</p> <p>イ 人命危険の災害発生が予測されるとき</p> <p>ウ 区から要請したとき</p>		